



花巻まつりに参加してみませんか

【問い合わせ】
花巻まつり実行委員会事務局
(本館観光課内 ☎41-3542)

今年の花巻まつりは 9月12日(金)～14日(日)に開催

各パレードへの参加者や参加団体を募集しています。一緒に花巻まつりを盛り上げませんか。

■「山車」小太鼓のたたき手など

下記の団体で、風流山車に参加する小太鼓のたたき手などを募集しています。

※申し込みは各団体へ。対象、定員、参加料など、団体によって対応が異なります



団体名	申し込み先	連絡先
あさひ組	木村商店	☎23-2820
東町	相模紋子	☎090-4226-7770
駅前大通り	なはんプラザ	☎22-4412
里川口町	稚児募集担当	☎090-4048-2600
末広町	白畑早苗	☎24-2995
豊沢町	太田代幸一郎	☎23-2621
西大通り	稚児運行部 藤原	☎080-6039-2965
吹張町	稚児係 ※募集は7月上旬から	☎090-8251-6570
花巻市役所	本館秘書政策課	☎41-3503

オンラインからの申し込みもできます

下記団体については、各SNS、申し込みフォームからも申し込むことができます。



駅前大通り
X (Twitter)



西大通り
LINE



吹張町
申し込みフォーム

■「神輿」新規参加団体

新たに神輿パレードへの参加を希望する団体を募集します。

【申込期限】6月25日(水)

【問い合わせ・申し込み】花巻商工会議所(☎23-3381)



■花巻ばやし踊りパレードへの参加

①「花巻ばやし踊り」新規参加団体

新たに花巻ばやし踊りパレードへの参加を希望する団体を募集します。

【申込期限】6月27日(金)

地域や学校のグループなどで、お気軽にご参加を！

②「新花巻音頭」新規参加団体

本年から、新花巻音頭のみを踊る団体も花巻ばやし踊りパレードに参加できます。

【申込期限】6月27日(金)

③「花巻ばやし踊り」練習会

年齢、性別は問いません。申し込み不要です。

①初心者向け練習会

【期日】7月20日(日)

【時間】午後6時30分(1時間程度、休憩含む)

【会場】まなび学園 第2・3中ホール

②全体練習会

【期日】8月25日(月)・31日(日)、9月7日(日)

※8月31日・9月7日は提灯振りの練習も実施予定

【時間】午後6時(1時間30分程度、休憩含む)

【会場】▷8月25日・31日…総合体育館第2アリーナ

▷9月7日…総合体育館第3アリーナ

【持ち物】うちわ、袖付きの羽織、草履(可能な限りお持ちください)



①②③共通

【問い合わせ】花巻まつり

実行委員会事務局(本館観光課内 ☎41-3542)

■花巻ばやし親子横笛教室

伝統ある花巻ばやしを楽しみながら体験・習得して、まつり当日は生演奏に参加しましょう。

【対象】小学生以上の子どもと、その保護者

※子どものみ、大人のみ参加も可能です

【期日】7月13日・27日、8月3日・10日・31日、

9月7日の日曜日(全6回)

【時間】午前9時30分～11時

【会場】花巻小学校 第2体育館

【問い合わせ・申し込み】花巻ばやし親子横笛教室事務局(☎hanayokokyoh@gmail.com)



安心・安全な学校給食を提供します 学校給食費は納期限までに納めましょう

【問い合わせ】
教育委員会学校給食管理室
(☎41-3145)

市の学校給食費は、6月中旬に郵送する「花巻市学校給食費決定通知書」でお知らせします。

納期は6月～2月の計9回で、納期限(口座振替日)は各月の月末となりますので、納期限内の納付にご協力をお願いします。

*6月の納期限は6月30日(月)です

■口座振替の場合

口座振替日に指定口座から引き落としされますので、準備をお願いします。

※残高不足などにより引き落としができなかった場合、再振替は行いません。納付書をお送りしますので、納付書に記載の金融機関などで指定の期限までにお支払いください

■納付書払いの場合

6月中旬に納付書を郵送しますので、納付書に記載の金融機関などで納期限までにお支払いください。

価格高騰分は市が負担します！

市では、子育て世帯の負担軽減を図るため、物価高騰の影響による学校給食費の値上げは行わず、材料価格の高騰分を引き続き市が支援することで、保護者の皆さんの負担を据え置きます。



※このほか市では、市内の幼稚園や保育園などに通う3歳以上の児童の副食費についても支援しています。詳しくは新館こども課(☎41-3149)へお問い合わせください



戸籍の氏名に振り仮名が記載されます

戸籍法の改正により、戸籍の氏名に新たに振り仮名が記載されることになりました。

戸籍に記載する振り仮名を確認するため、市から6月下旬ごろに「振り仮名の通知書」が送付されますので、戸籍に記載される振り仮名に誤りがないか確認をお願いします。



■通知書に記載された振り仮名が間違っている場合

振り仮名の修正を希望する人は、令和8年5月25日(月)までに本籍地または住所地の市区町村に正しい振り仮名を届け出る必要があります。届け出はオンラインでも可能です。詳しく

は法務省のホームページをご覧ください。ただか、下記へお問い合わせください。



■通知書に記載された振り仮名が正しい場合
手続きは必要ありません。

詐欺にご注意ください！

振り仮名の修正を届け出る場合、費用はかかりません。また、届け出をしないことによる罰金なども一切発生しません。金銭を要求する電話などは詐欺ですので、ご注意ください。

【問い合わせ】

本館市民登録課(☎41-3546)、各総合支所市民生活係(大迫☎41-3126、石鳥谷☎41-3446、東和☎41-6516)